

教育子ども委員会報告資料

報告第46号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・P 1

元岡地区新設中学校用地造成工事（その2）請負契約の締結について

・・・P 3

福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定について

・・・P 10

令和4年12月
教育委員会

報告第 46 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については掲示して おりません。	円 89,757	令和4年 1月31日	令和4年 9月12日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については掲示して おりません。	95,171	令和4年 7月4日	令和4年 9月21日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については掲示して おりません。	250,461	令和4年 6月17日	令和4年 10月26日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については掲示して おりません。	134,246	令和4年 8月2日	令和4年 10月26日

元岡地区新設中学校用地造成工事(その2)請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	元岡地区新設中学校用地造成工事(その2)		
工事概要	元岡地区新設中学校建築のため、農業用ため池の約半分を埋め立てる工事の一環として、本工事は仮締切・排水(先行工事)がなされた池中央部において、地盤改良及び築堤を行うもの。 ・地盤改良工 A=5,200㎡ ・築堤工 L=200m ・付帯工(接続水路等整備) 一式	摘要(別途工事) ○元岡地区新設中学校用地造成工事(その1) ○元岡地区新設中学校用地造成工事(その3)	
	工事場所		福岡市西区大字周船寺地内
	工事期間		令和4年10月21日から令和5年9月25日まで
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札		
開札年月日	令和4年10月12日		
契約年月日	令和4年10月20日		
落札者	飯田建設 株式会社		
契約価額	420,569,820円 (うち消費税及び地方消費税相当額 38,233,620円)		
予定価格	467,299,800円 (うち消費税及び地方消費税相当額 42,481,800円)		
失格基準価格	420,569,820円 (うち消費税及び地方消費税相当額 38,233,620円)		

【参考】 入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	飯田建設 株式会社	
	西部建設 株式会社	
	株式会社 羽野組	辞退
	九州総合建設 株式会社	他案件落札

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

		評価項目	配点
提案項目	技術提案	項目1 地盤改良工・築堤工における労働者の安全対策について [着目点] 本工事は、排水後の池底部において地盤改良を行い、その上部に築堤を行うものであり、不安定な場所や狭隘な場所で重機を使用するため、重機の転倒・転落防止や、作業員との接触防止等、労働者の安全対策が重要となる	10
		項目2 堤体工における騒音・振動・粉じん・排ガス対策について [着目点] 本工事は、セメント系固化材を用いて地盤改良を行うものであり、また、多量のさや土、刃金土を場内の仮設道路を通して運搬し盛土・築堤を行うことから、堤体工施工時における騒音、振動、粉じん、排気ガスへの対策が重要となる	10
	活企地用の業場	地場企業への下請計画	1
小計 a			21.0
企業評価項目	企業施工の能力	工事成績の実績	6
		工事成績優良業者の表彰実績	
		同種工事の施工実績	
		建設業労働災害防止協会加入状況	
	技術者の能力	資格の保有状況	2
		同種工事の施工経験	
	社会地域貢献・貢献	社会貢献・政策貢献	4.5
災害対策協力企業			
本店所在地			
社会信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2) [※]	
小計 b			12.5
加算点 a+b			33.5
標準点 c			100
技術評価点A (a+b+c)			133.5

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数)
 (予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$)

落札者				(単位:点)			
名称	飯田建設 株式会社			名称	西部建設 株式会社		
	区分	提案数	点数		区分	提案数	点数
	A(2.0)	3	9.0		A(2.0)	1	8.0
	B(1.5)	2			B(1.5)	4	
	C(1.0)	0			C(1.0)	0	
	D(0.5)	0			D(0.5)	0	
	E(加算点なし)	0			E(加算点なし)	0	
	A(2.0)	1	7.0		A(2.0)	0	7.0
	B(1.5)	2			B(1.5)	4	
	C(1.0)	2			C(1.0)	1	
	D(0.5)	0			D(0.5)	0	
	E(加算点なし)	0			E(加算点なし)	0	
			1.0				1.0
			17.0				16.0
			6.000				4.366
			1.000				1.000
			4.500				4.000
			減点なし				減点なし
			11.500				9.366
			28.500				25.366
			100				100
			128.500				125.366

382,336,200	382,336,200
-------------	-------------

33.6091	32.7894
---------	---------

3 落札者の技術提案の概要

項目1	<p>地盤改良工・築堤工における労働者の安全対策について</p> <p>本工事は、排水後の池底部において地盤改良を行い、その上部に築堤を行うものであり、不安定な場所や狭隘な場所で重機を使用するため、重機の転倒・転落防止や、作業員との接触防止等、労働者の安全対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目2	<p>堤体工における騒音・振動・粉じん・排ガス対策について</p> <p>本工事は、セメント系固化材を用いて地盤改良を行うものであり、また、多量のさや土、刃金土を場内の仮設道路を通して運搬し盛土・築堤を行うことから、堤体工施工時における騒音、振動、粉じん、排気ガスへの対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>

(参考)評価項目の内容

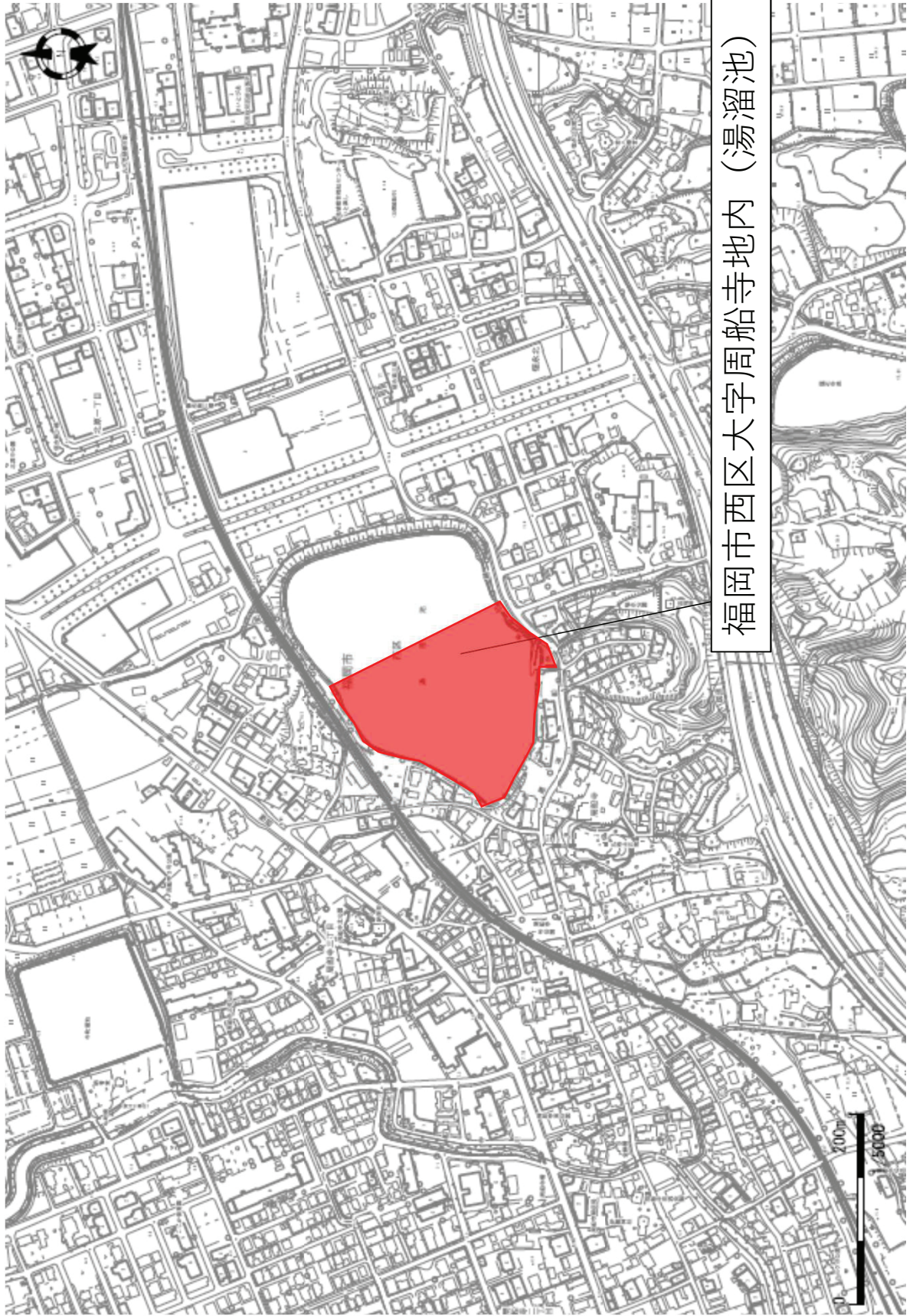
(1)提案項目(技術提案除く)

評価項目		評価内容
地の場活用業	地場企業への下請計画	当該工事において、請負予定額に占める地場外への下請予定額の割合が低い者から優位に評価する。

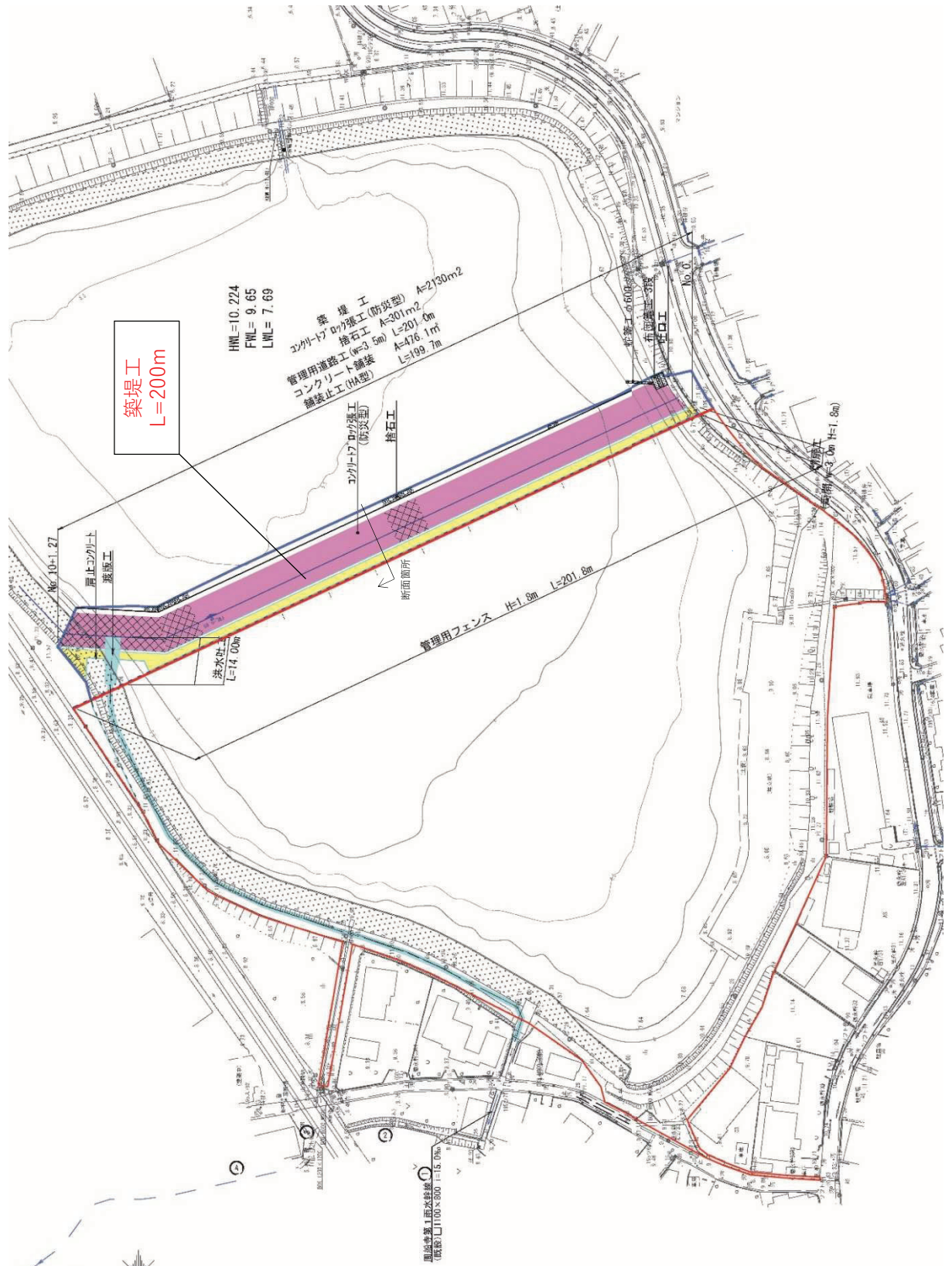
(2)企業評価項目

評価項目		評価内容
企業の施工能力	工事成績の実績	平成24年4月1日～令和4年8月17日の間に、福岡市が評定通知した同一業種工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和2年8月18日～令和4年8月17日の間に、福岡市が発注する同一業種工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成24年4月1日～令和4年8月17日の間に竣工した同種工事の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	建設業労働災害防止協会加入状況	建設業労働災害防止協会加入者を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術者の能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成24年4月1日～令和4年8月17日の間に竣工した同種工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社会貢献貢献・	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
企業信頼の会性・	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間が係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

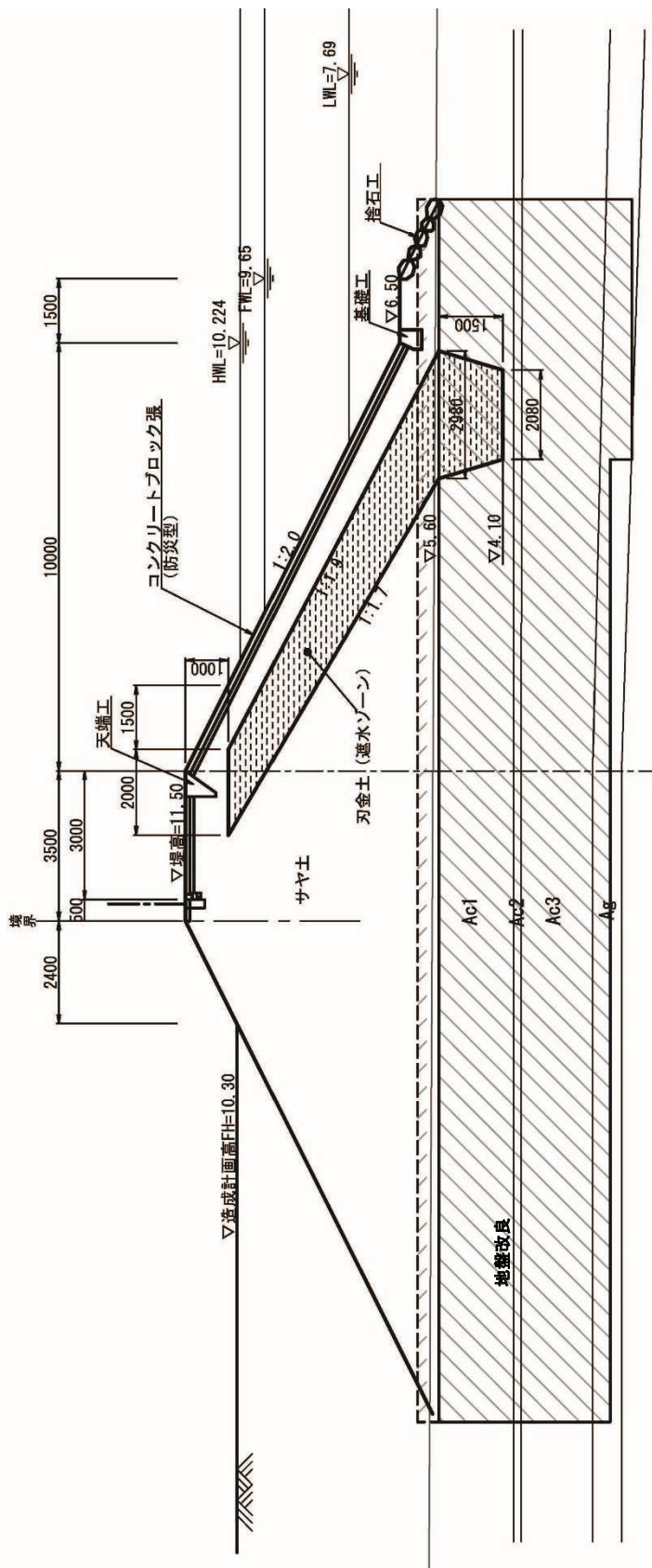
位置図



計画平面図



標準断面図



福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）の概要【総論】

計画策定の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために欠くことのできないものであり、子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにする。

- 計画の位置づけ：「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定
- 計画の対象：概ね18才以下のすべての子ども
- 計画期間：令和5年度から令和10年度の6年間

1. 計画の目指す姿

《第2次福岡市教育振興基本計画》
やさしさとたくましさをもち ともに学び
未来を創り出す子ども

- ・確かな学力の向上、豊かな心の育成
- ・子どもの読書活動の推進

《第3次計画における成果と課題》

<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な場所に読みたい本がある環境づくりを行ったことで、読書活動の充実につなげることでできた。 ○あらゆる年齢層に対して読書に親しむ機会を提供することができた。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1か月に本を1冊以上読む子どもの割合が減少傾向。 ○読書に関する様々な取組みの状況等を情報共有の場としてICTを活用する等、ICTを活用した体制づくりの推進。
---	---

第4次計画では、第3次計画の5つの基本目標を4つに整理し、その成果を活かすとともに、課題解決に向け、4つの分野で取組みの行政セクション等を明確にし、子ども達の本の世界を広げる読書活動を推進する。

2. 基本目標と数値目標

子ども達が心豊かに生きていくために、自ら読書を楽しみながら人との関わりの中で読書の楽しみを広げ、子どもと大人が共にことば輝くまち「福岡市」を目指して、子どもの読書活動を推進する。

広げよう 子ども達の本の世界
共につくろう ことば輝くまち

【4つの目標】

- 1 自分から読書に親しめる環境づくり
- 2 自分から読書に親しめる機会づくり
- 3 子どもの読書活動を支える人材づくり
- 4 子どもの読書活動を支えるしくみづくり

【数値目標】

- 読書が好きな子どもの割合…90%以上
 - 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合…5%増
- 【現状値】令和3年度意識調査
- ・読書が好きな子どもの割合：87.5%
 - ・1か月に本を1冊以上読む子どもの割合：69.1%

3. 重点的に取り組む施策

目 標	家庭・地域	学 校	図書館
1 自分から読書に親しめる環境づくり	★市の施設等における図書に関する事業等の周知	★障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実	★読書に関する情報の発信
2 自分から読書に親しめる機会づくり	★乳幼児期から大人と一緒に本とふれあう機会づくり	★読書を楽しむ、楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会づくり	★大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり
3 子どもの読書活動を支える人材づくり	★地域の読書活動に関わる人材への活動の支援	★子ども読書リーダーの育成	★講座の充実
4 子どもの読書活動を支えるしくみづくり	★家庭、地域、学校、図書館等が連携し課題解決を図るためのICTを活用した体制の強化		

4. 推進体制

- 1. 子ども読書活動を推進するための体制を強化
- 2. 関連機関等との連携
- 3. 地域ボランティア等との共働

パブリックコメントの実施
令和4年12月下旬
～令和5年1月下旬

福岡市子ども読書活動推進計画(第4次)基本目標
 広げよう 子ども達の本の世界 共につくろう ことば輝くまち

